

生駒市条例第6号

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例を廃止する条例
生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（平成23年3月生駒市条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の生駒市民が選択する市民活動に対する支援に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の規定により支援金の交付の決定を受けている団体に対する旧条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（基金に属する現金の処理）

- 3 この条例の施行の際現に存する旧条例第12条に規定する基金に属する現金は、一般会計歳入歳出予算に編入するものとする。